

		に規定する 飲食店営業 の場合	
		イ アに掲げ る場合以外 の場合	8,400円
(2) 調理の機能 を有する自動 販売機	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。		9,600円
により食品 を調理し、	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合		5,800円
調理された 食品を販売 する営業の 許可申請手 数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。		4,800円
(3) 食肉販売 業許可申請 手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。		10,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合		6,100円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。		5,000円
(4) 魚介類販 売業許可申 請手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。		10,100円
	許可の有効期間の更新を受け		6,100円

	ようとする場合	
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	5,000円
(5) 魚介類競 り売り営業 許可申請手 数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(6) 集乳業許 可申請手数 料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	10,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	6,100円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	5,000円
(7) 乳処理業 許可申請手 数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円

(8) 特別牛乳 搾取処理業 許可申請手 数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(9) 食肉処理 業許可申請 手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(10) 食品の放 射線照射業 許可申請手 数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(11) 菓子製造 業許可申請 手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	14,700円
	許可の有効期間の更新を受け	8,800円

	ようとする場合	
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	7,300円
(12) アイスク リーム類製 造業許可申 請手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	14,700円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	8,800円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	7,300円
(13) 乳製品製 造業許可申 請手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(14) 清涼飲料 水製造業許 可申請手 料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円

(15) 食肉製品 製造業許可 申請手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(16) 水産製品 製造業許可 申請手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	16,800円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	10,100円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	8,400円
(17) 冰雪製造 業許可申請 手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(18) 液卵製造 業許可申請 手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け	13,200円

	ようとする場合	
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	11,000円
(19) 食用油脂製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	11,000円
(20) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	16,800円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	10,100円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	8,400円
(21) 酒類製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	16,800円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	10,100円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	8,400円

(22) 豆腐製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	14,700円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	8,800円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	7,300円
(23) 納豆製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	14,700円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	8,800円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	7,300円
(24) 麺類製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	14,700円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	8,800円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	7,300円
(25) そうざい製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け	13,200円

	ようとする場合	
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(26) 複合型そ うざい製造 業許可申請 手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	28,000円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	16,800円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	14,000円
(27) 冷凍食品 製造業許可 申請手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円
(28) 複合型冷 凍食品製造 業許可申請 手数料	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年を超えるとき。	28,000円
	許可の有効期間の更新を受け ようとする場合	16,800円
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	14,000円

(29) 漬物製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	14,700円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	8,800円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	7,300円
(30) 密封包装食品製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	13,200円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	11,000円
(31) 食品の小分け業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	14,700円
	許可の有効期間の更新を受けようとする場合	8,800円
	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年以下のとき。	7,300円
(32) 添加物製造業許可申請手数料	新たに許可を受けようとする場合であって、許可期間が1年を超えるとき。	22,100円
	許可の有効期間の更新を受け	13,200円

	ようとする場合	
	新たに許可を受けようとする 場合であって、許可期間が1 年以下のとき。	11,000円

別表第1の29の項中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に、「8,000円」を「10,000円」に、「4,000円」を「6,000円」に改め、同表の30の項を次のように改める。

30 条例別表第1の315の項に規定する建築完了検査申請又は完了通知手数料	(1) (2)以外のもの	アイ及びウ以外のもの	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	14,000円
			建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
			建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円
			建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
			建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メー	51,000円

		トル以内のもの	
		建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	70,000円
		建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	165,000円
		建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	259,000円
		建築物の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	463,000円
	イ 昇降機を含む建築物	昇降機	1基につき17,000円
		工作物	1工作物につき11,000円
	ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）に係る同条第1項に規定する非住宅部	15,000円

	<p>53号) 第分 (以下この項、41の 12条第1 5の項及び41の6の項 項の規定において「非住宅部分」 により建 という。) の床面積の 築物エネ合計が 300平方メー ルギー消 ル以上 1,000平方メー 費性能適 トル未満のもの</p>		
	<p>合性判定 特定建築行為に係る非 を受けた 住宅部分の床面積の合 計画によ 計が 1,000平方メー る建築物 ル以上 2,000平方メー (同法及 トル未満のもの</p>		25,000円
	<p>び都市の 特定建築行為に係る非 低炭素化 住宅部分の床面積の合 の促進に 計が 2,000平方メー 関する法 ル以上 5,000平方メー 律 (平成 トル未満のもの</p>		75,000円
	<p>24年法律 特定建築行為に係る非 第84号) 住宅部分の床面積の合 の規定に 計が 5,000平方メー より適合 ル以上1万平方メー 判定通知 ル未満のもの</p>		119,000円
	<p>書の交付 特定建築行為に係る非 を受けた 住宅部分の床面積の合 とみなさ 計が 1万平方メー れる建築 ル以上25,000平方メー による建 ル未満のもの</p>		150,000円
	<p>築物を含 特定建築行為に係る非</p>		188,000円

		<p>む。以下住宅部分の床面積の合 この項に計が25,000平方メート において同ル以上のもの じ。)又 は建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する法律第 13条第2 項の規定 により建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定 を受けた 計画によ る建築物 (同法及 び都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律の規定 により適 合判定通 知書の交</p>	
--	--	---	--

		付を受け たとみな される建 築による 建築物を 含む。以 下この項 において 同じ。)		
(2) 特定 工程を 含む工 事に係 る場合	ア イ及び ウ以外の もの		建築物の床面積の合計 が30平方メートル以内 のもの	12,000円
			建築物の床面積の合計 が30平方メートルを超 え、100平方メートル 以内のもの	14,000円
			建築物の床面積の合計 が100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの	20,000円
			建築物の床面積の合計 が200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの	28,000円
			建築物の床面積の合計 が500平方メートルを 超え、1,000平方メー トル以内のもの	49,000円
			建築物の床面積の合計 が1,000平方メートル	64,000円

		を 超え、2,000平方メ ートル以内のもの	
		建築物の床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え、1万平方メ ートル以内のもの	150,000円
		建築物の床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え、5万平方メ ートル以内のもの	242,000円
		建築物の床面積の合計 が5万平方メ ートルを超えるもの	447,000円
イ	昇降機 を含む建 築物	昇降機	1基につき16,000 円
		工作物	1工作物につき 11,000円
ウ	建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 12条第1 項の規定 により建 築物エネ	特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のもの	15,000円
		特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積の合 計が1,000平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	25,000円

	ルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物	特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	75,000円
	又は同法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物	特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	119,000円
	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物	特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	150,000円
	た計画による建築物	特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	188,000円

別表第1の31の項中 「 9,000円 」 を 「 12,000円 」 に、「11,000

円」を「14,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に、「20,000円」を「26,000円」に、「33,000円」を「46,000円」に、「45,000円」を「62,000円」に、「100,000円」を「141,000円」に、「160,000円」を「220,000円」に、「330,000円」を「411,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に、「つき9,000円」を「つき11,000円」に改め、同表の32の2の項中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を

「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改め、同表の41の3の項の(1)の(ア)中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する」を削り、「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に改め、同項の(1)の(ア)中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅（以下この項及び次項において「住宅」という。）」を「住宅」に改め、同項の(2)中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改め、同表の41の4の項の(2)中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改め、同表の41の5の項の(1)中「（平成24年法律第84号）」を削り、同項の(1)の(ア)中「（平成27年法律第53号）」を削り、「適合証」という。）の次に「若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同項中

				(ウ) 建築物の全部分又は一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定	住宅以外の用途に供する部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
--	--	--	--	-----------------------------------	---	--------

を

「			(ウ) 建築物の全床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
			外用の用途に供する建築物の認定	16,000円

に改め、同項の(1)のアの(ウ)中「300平方メートルを」を「1,000平方メートルを」

に改め、同項中

「			(ウ) 建築物の全床面積の合計が300平方メートル以内のもの	87,000円
			認定	150,000円

(ウ) 建築物の全建築物に係る部分のエネルギーの使用の合理化の一層の促進が300平方メートル以内のものに誘導すべきもの
 認定 基準（平成24年経済産業省国土交通省環境省告示第119号）非住宅部分の床面積

				に定める基準の合計 に係るものが 300 あって、建築平方メ 物エネルギーートル 消費性能基準を超え、 等を定める省 2,000 令（平成28年平方メ 経済産業省令一トル 国土交通省 第1号）に規以内の 定するモデルもの	
			建築物を用い非住宅 て計算する方部分の 法（以下この床面積 項及び次項にの合計 において「モデが ル建物法」と 2,000 いう。）によ平方メ り計算したもートル のである場合を超え、 5,000 平方メ ートル 以内の もの	240,000円	

を

「

			(ウ) 建築非住宅部分が非住宅 物の全建築物に係る部分の	87,000円
--	--	--	---------------------------------	---------

」

			部又はエネルギーの床面積 一部を使用の合理化の合計 住宅以外の一層の促進が 300 用のその他の建築平方メ 途に供物の低炭素化ートル する建の促進のため以内の 築物のに誘導すべきもの	
		認定	基準（平成24 経済産業省 年国土交通省部分の 環 境 省 告示第 119号）床面積 に定める基準の合計 に係るものが 300 あって、建築平方メ 物エネルギーートル 消費性能基準を超え、 等を定める省 1,000 令（平成28年平方メ 経済産業省令 ートル 国土交通省 第 1 号）に規以内の 定するモデルもの	非住宅 110,000円
			建築物を用い非住宅 て計算する方部分の 法（以下この床面積 項及び次項にの合計 において「モデが ル建物法」と 1,000	150,000円

				いう。)により計算したものである場合	平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの	240,000円

に、

「

				非住宅部分が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進	非住宅部分の床面積の合計が 300	230,000円

			その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に定める	平方メートル以内のもの	
			基準に係るものであって、モデル建物法以外の方法により計算した場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	370,000円

を

「

			非住宅部分が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	230,000円
			その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に定める	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	280,000円

				基準に係るものであって、モデル建物法以外の方法により計算したものである場合	部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	370,000円

に改め、同項の(2)中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」

を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改め、同表の41の6の項の(1)のA中「適合証」の次に「若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同項中

「			(ウ) 建築物の全床面積の合計部又は一部を住宅以外の用に供する建築物の認定	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
				非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	27,000円

を

「			(ウ) 建築物の全床面積の合計部又は一部を住宅以外の用に供する建築物の認定	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
				非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円

			もの	
			非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートルを超 え、 2,000平 方メートル以 内のもの	27,000円

に、

「

			(ウ) 建築 物の全 部又は 一部を 住宅以 外の用 途に供 する建 築物の 認定	非住宅部分 が建築物 に係る部 分又はエ ネルギー の使用の 合理化の 一層の促 進その他 の建築物 の低炭素 化の促進 のため に誘導す べきもの	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以内の もの	48,000円
			基準に定 めるもの であって 、モデル 建物法に より計算 したものである 場合	基準に係 るもので あって、 モデル建 物法によ り計算し たもので ある場合	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル を超え 、2,000	86,000円

を

「

平方メ ートル 以内の もの

(ウ) 建築物の全部分又は一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定	非住宅部分が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に定める基準に係るものであって、モデル建物法により計算したものである場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	48,000円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	63,000円
		非住宅	86,000円

					部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
--	--	--	--	--	---

に、

「				非住宅部分が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に定める基準に係るものであって、モデル建物法以外の方法に	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	120,000円
					非住宅部分の床面積の合計が300	200,000円

				より計算した ものである場 合	平方メ ートル を超え、 2,000 平方メ ートル 以内の もの	
--	--	--	--	-----------------------	--	--

を

				非住宅部分が 建築物に係る エネルギーの 使用の合理化 の一層の促進 その他の建築 物の低炭素化 の促進のため に誘導すべき 基準に定める 基準に係るも のであって、 モデル建物法 以外の方法に より計算した ものである場 合	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以内の もの	120,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル を超え、 1,000 平方メ	150,000円

					一トル 以内の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 1,000 平方メ ートル を超え、 2,000 平方メ ートル 以内の もの	200,000円

に改め、同項の(2)中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改め、同表の41の7の項から41の9の項までを次のように改める。

41の7 条例別表 第1の389の11 の項に規定する 建築物エネルギー 消費性能適合 性判定手数料	(1) 工場、 危険物の貯蔵 又は処 理に供 するも	非住宅部分 建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	26,000円
---	--	---	---	---------

の、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの (以下この項から41の9の項までにおいて「工場等」という。)の用途	第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合	1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	140,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	180,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以	220,000円

に供する建築物		上のもの	
	非住宅部分	1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	31,000円
	が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に係るものである場合	1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	100,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	150,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1万	190,000円

		平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	230,000円
(2) 工場 等以外 の用途 に供す る建築 物	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第1 号ロに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	110,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	150,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	240,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分	310,000円

		の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が1万 平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	370,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	430,000円
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	280,000円
	第1項第1 号イに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	370,000円
		1の建築物の特定建築	520,000円

			行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	640,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	760,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	870,000円
41の8 条例別表 第1の389の12 の項に規定する 変更建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定手数	(1) 工場 等の用 途に供 する建 築物	非住宅部分 が建築物 エネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条	1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	21,000円

料		第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合	1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	32,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	130,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以	210,000円

		上のもの	
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	24,000円
	第1項第1 号イに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	35,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	91,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	140,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が1万	170,000円

		平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	210,000円
(2) 工場 等以外 の用途 に供す る建築 物	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第1 号ロに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	63,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	86,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	160,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分	220,000円

		の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が1万 平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	260,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	320,000円
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	150,000円
	第1項第1 号イに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	200,000円
		1の建築物の特定建築	300,000円

			行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	390,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	460,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	530,000円
41の9 条例別表 第1の389の13 の項に規定する 軽微変更該当証 明書交付手数料	(1) 工場 等の用 途に供 する建 築物	非住宅部分 が建築物 エネルギー 消費性能基 準等を定め る省令第1 条	1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	21,000円

		第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合	1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	32,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	130,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
			1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以	210,000円

		上のもの	
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	24,000円
	第1項第1 号イに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	35,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	91,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	140,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が1万	170,000円

		平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	210,000円
(2) 工場 等以外 の用途 に供す る建築 物	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第1 号ロに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	63,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	86,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	160,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分	220,000円

		の床面積の合計が 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が1万 平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	260,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 25,000平方メートル以 上のもの	320,000円
	非住宅部分 が建築物エ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第1条 第1項第1 号イに定め る基準に係 るものであ る場合	1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	150,000円
		1の建築物の特定建築 行為に係る非住宅部分 の床面積の合計が 1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	200,000円
		1の建築物の特定建築	300,000円

		行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	390,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	460,000円
		1の建築物の特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	530,000円

別表第1の41の10の項の(1)中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、同項の(1)のA中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、「。）」の次に「若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同項中

「		(イ) 建築物の全床面積の合計	9,300円
---	--	-----------------	--------

			部若しが 300平方メ くは一ートル未満の 部を住もの	
			宅以外非住宅部分の の用途床面積の合計 に供すが 300平方メ る建築一ートル以上 物又は 2,000平方メ 建築物一ートル未満の の一部もの	27,000円
			を住宅非住宅部分の 以外の床面積の合計 用途にが 2,000平方 供するメートル以上 建築物 5,000平方メ のうち一ートル未満の 非住宅もの	80,000円
			部分の非住宅部分の 認定 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1万平方メー トル未満のも の	130,000円

を

「

(イ) 建築	非住宅部分の 物の全床面積の合計 部若しが 300平方メ	9,300円
--------	------------------------------------	--------

			くは一	一トル未満の	
			部を住	もの	
			宅以外	非住宅部分の	16,000円
			の用途	床面積の合計	
			に供す	が 300平方メ	
			る建築	一トル以上	
			物又は	1,000平方メ	
			建築物	一トル未満の	
			の一部	もの	
			を住宅	非住宅部分の	27,000円
			以外の	床面積の合計	
			用途に	が 1,000平方	
			供する	メートル以上	
			建築物	2,000平方メ	
			のうち	一トル未満の	
			非住宅	もの	
			部分の	非住宅部分の	80,000円
			認定	床面積の合計	
				が 2,000平方	
				メートル以上	
				5,000平方メ	
				一トル未満の	
				もの	
				非住宅部分の	130,000円
				床面積の合計	
				が 5,000平方	
				メートル以上	

1万平方メートル未満のもの

に、

「

(ウ) 建築物の全部分若しくは一部を住宅以外の用途に供する建築物のうち非住宅部分の認定	非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,000円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円

を

			(ウ) 建築物の全部若しくは一部を住宅以外の用途に供する建築物のうち非住宅部分の認定	非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,000円
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,000円
					非住宅部分の床面積の合計が1,000	150,000円

					平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの
--	--	--	--	--	------------------------------

に、
「

				非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	230,000円
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ	370,000円

を

					メートル未満のもの
--	--	--	--	--	-----------

「					非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	230,000円
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	280,000円
						非住宅部分の	370,000円

					床面積 の合計 が 1,000 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの
--	--	--	--	--	--

に改め、同項の(2)中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改め、同表の41の11の項の(1)中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項の(1)のア中「適合証」の次に「若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同項中

「			(イ) 建築物の全床面積の合計が300平方メートル未満のものを住	宅以外	非住宅部分の床面積の合計が300平方メ	9,300円
				の用途に供す	非住宅部分の床面積の合計が300平方メ	27,000円

			る建築物又は建築物の一部	メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	
			を住宅以外の用途に供する建築物のうち非住宅部分の認定	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
				非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	130,000円

を

「			(イ) 建築物の全部若しくは一部を住宅以外に供する建築物	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,300円
				非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上	16,000円

			物又は建築物の一部のもの	1,000平方メートル未満のもの	
			を住宅以外の用途に供する建築物のうち非住宅部分の認定	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
				非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
				非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	130,000円

に、

「

(ウ) 建築物の全	建築物	非住宅部分が建築物エネルギー	非住宅部分の	48,000円
-----------	-----	----------------	--------	---------

			部若しくは一 部を住宅以外 の用途に供す る建築物	ギー消費性能 基準等を定め る省令第10条 第1号イ(2)及 び同号ロ(2)に 定める基準に 係るものであ る場合	床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 未満の もの	
			物又は建築物 の一部を住宅 以外の用途に 供する建築物 のうち非住宅 部分の認定		非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	86,000円

を

			(ウ) 建築物の全 部若しくは一 部を住宅以外	非住宅部分が 建築物エネル ギー消費性能 基準等を定め る省令第10条 第1号イ(2)及	非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ	48,000円
--	--	--	-------------------------------	---	--	---------

			の用途に供する建築物又は建築物の一部を住宅以外の用途に供する建築物のうち非住宅部分の認定	び同号ロ(2)に定める基準に係るものである場合	一トル未満のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,000円
					非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	86,000円

					未満のもの
--	--	--	--	--	-------

に、

「					非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	120,000円
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円

を

「					非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	120,000円
---	--	--	--	--	---	-----------------------------	----------

				ギー消費性能 基準等を定め る省令第8条 第1号イ(1)及 び同号ロ(1)に 定める基準に 係るものであ る場合	床面積 の合計 が300 平方メ ートル 未満の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が300 平方メ ートル 以上 1,000 平方メ ートル 未満の もの	150,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 1,000 平方メ ートル	200,000円

					以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの
--	--	--	--	--	--

に改め、同項の(2)中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改め、同表の41の12の項中

41の12 条例別表 第1の389の16 の項に規定する 建築物エネルギー 消費性能基準 適合認定申請手 数料	(1) 登録建築物エネ ルギー消費性能判 定機関又は登録住 宅性能評価機関が、 当該申請に係る建 築物について建築 物のエネルギー消 費性能の向上に関 する法律第2条第 3号に規定する建 築物エネルギー消 費性能基準（以下 この項において 「性能基準」とい う。）に適合する ことを証する書面	ア 共同 住宅等 の住棟 単位の 認定	建築物の床面 積の合計が 300平方メー トル未満のも の	9,300円
			建築物の床面 積の合計が 300平方メー トル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	20,000円
			建築物の床面 積の合計が 2,000平方メ ートル以上	45,000円

又は同法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し（以下この項において「検査済証の写し」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1		5,000平方メートル未満のもの	
		建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	80,000円
	イ 建築物の全床面積の合計が300平方メートル未満のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,300円
	外の用途に供する建築物の認定	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円

	項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しを添付するもの		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	130,000円
			非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

を

41の12 条例別表第1の389の16の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関	ア 共同住宅等の住棟単位の認定	建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,300円
			建築物の床面積の合計が300平方メー	20,000円

<p>する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「性能基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）又は適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し（以下この項において「検査済証の写し」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</p>		トル以上 2,000平方メートル未満のもの	
		建築物の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	45,000円
		建築物の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	80,000円
	イ 建築	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,300円
	外の用途に供する建築物の認定	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	16,000円

る法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し若しくは適合証に類する書類として知事が別に定めるもの及び検査済証の写しを添付するもの	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	130,000円
	非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円

			非住宅部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 のもの	200,000円
--	--	--	--	----------

に、

ウ 建築物 の全部又は は一部を 住宅以外 の用途に 供する建 築物の認 定	非住宅部 分が建築 物エネルギー 消費性能基準 等を定め る省令第 1条第1 項第1号 ロに定め る基準に 係るもの である場 合	非住宅部分の 床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	87,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	150,000円
		非住宅部分の 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	240,000円

を

		ウ 建築物	非住宅部	非住宅部分の	87,000円
--	--	-------	------	--------	---------

		の全部又は一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定	分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,000円	
			非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円	
			非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	240,000円	

に、

		非住宅部分 分が建築物	非住宅部分の 床面積の合計	230,000円
--	--	----------------	------------------	----------

		物エネルギー消費性能基準	が 300平方メートル未満のもの	
		等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	370,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	520,000円

を

「

		非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	230,000円
		等を定める省令第1条第1項第1号	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上	280,000円

			イに定め る基準に 係るもの である場 合	1,000平方メ ートル未満の もの 非住宅部分の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの 非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	370,000円 520,000円
--	--	--	-----------------------------------	--	----------------------

に改め、同表の備考の5を削り、同表の備考の6を同表の備考の5とし、同表の備考の7を同表の備考の6とし、同表の備考の8を同表の備考の7とし、同表の備考の9を同表の備考の8とし、同表の備考の10を同表の備考の9とし、同表の備考の11を同表の備考の10とし、同表の備考の12を同表の備考の11とし、同表の備考の13を同表の備考の12とし、同表の備考の14を同表の備考の13とする。

別表第2の1の項中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の41の3の項の改正規定（同項の(1)のア中「長期優良住宅の普及の

促進に関する法律第5条第1項に規定する」を削る部分及び「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に改める部分並びに同項の(1)のアの(ア)中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅（以下この項及び次項において「住宅」という。）」を「住宅」に改める部分に限る。）及び別表第2の1の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第1の17の項及び同表の備考の改正規定 令和3年6月1日

(3) 別表第1の29の項、30の項、31の項及び32の2の項の改正規定、同表の41の3の項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）、同表の41の4の項の改正規定、同表の41の5の項の改正規定（同項の(2)中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改める部分に限る。）、同表の41の6の項の改正規定（同項の(2)中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改める部分に限る。）、同表の41の10の項の改正規定（同項の(2)中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改める部分に限る。）並びに同表の41の11の項の改正規定（同項の(2)中「5,000円」を「7,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「44,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「140,000円」を「184,000円」に、「240,000円」を「302,000円」に、「460,000円」を「539,000円」に改める部分に限る。） 令和3年7月1日
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により食品営業の許可を受けている者（同号に掲げる規定の施行の際現に許可を受けている者であって、当該許可期間が1年以下であるものを除く。）がその有効期間の満了に際し引き続き同一の食品営業の許可（これに相当する許可を含む。）を受けようとする場合における当該食品営業の許可の申請に係る手数料の額については、この規則による改正後の富山県手数料条例施行規則別表第1の17の項の(2)中「9,600円」とあるのは「5,800円」と、同項の(3)、(4)及び(6)中「10,100円」とあるのは「6,100円」と、同項の(5)、(7)から(10)まで、(13)から(15)まで、(17)から(19)まで、(25)、(27)、(30)及び(32)中「22,100円」とあるのは「13,200円」と、同項の(11)、(12)、(22)から(24)まで、(29)及び(31)中「14,700円」とあるのは「8,800円」と、同項の(16)、(20)及び(21)中「16,800円」とあるのは「10,100円」と、同項の(26)及び(28)中「28,000円」とあるのは「16,800円」とする。

(財 政 課)

